年 月 日

千葉県知事

様

登録事業者(又は破産管財人)の 住所又は主たる事務所の所在地 商号、名称又は氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第1項又は第2項の規定により、 サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等を届け出ます。

記

登録事業者の 所号、名称又は氏名							
	事業者の住る事務所の						
登録番号				登録年月日	年	月	日
住宅の名称							
住宅の所在地							
届出事由		登録事業の廃止 (法第12条第1項第1号)		廃止予定日			
		(合併、荷	美者の解散 波産の場合を除く) 2条第1項第2号)	解散予定日	年	月	日
			売開始の決定 2条第2項)				
備考	(参考事項)	)					

## 備考

- 1 廃止および解散の場合、予定日の30日前までに届出書を提出すること。
- 2 破産手続開始決定を受けた場合は、破産管財人が、決定日から30日以内に届出書を提出すること。
- 3 解散又は破産手続き開始の場合にはその事由を証する書類を添付すること。